

錦江町奨学生募集

教育課(教育総務チーム) 電話 0994-22-0517
支所教育課(支所教育チーム) 電話 0994-25-2511

平成21年度錦江町奨学生募集要項が次のとおり決まりました。希望される方は教育委員会教育総務チームまたは支所教育委員会まで申し出てください。

1 【趣旨】

この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸与を行い、もって本町教育の発展を図るものである。

2 【奨学金の種類・貸与月額】

■ 大学奨学生

月額20,000円以内

■ 高校奨学生

月額15,000円以内

3 【応募の資格】

奨学金の貸付を受ける生徒は、高等学校及び大学(高専、短大、専門学校及び大学院を含む。)に在学中の者で、次に掲げるものとする。

- ① 経済的理由により就学困難な者
- ② 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身ともに健全である者
- ③ 本町に本籍を有する者の子弟である者

4 【貸付及び償還】

当該学校の正規の在学期間中とする。

■ 償還

奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付けを受けた者 5年
- ② 大学在学期間に貸付けを受けた者 5年
- ③ 高等学校及び大学在学期間を通して貸付けを受けた者 10年

償還は半年賦又は年賦によるものとする。ただし、全額又は一部を繰り上げて返還することができる。



5 【提出書類】

- ① 錦江町奨学資金貸付願出書
- ② 錦江町奨学生推薦調査書

6 【申請の手続き】

前項の提出書類を作成の上、平成21年3月31日までに教育委員会教育総務チームまたは支所教育課へ提出してください。

7 【採用予定者の決定及び通知】

平成21年4月30日までに採用予定者を決定し、本人に通知します。

ねんきんだより

ちょっと増やせる 付加年金

住民税務課 電話 0994-22-3039
住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

※上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の年金額です。

● 付加年金は、任意加入です。お申し込みは国民年金担当窓口へ

※国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することはできません。

※付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。

「追納」をご存知ですか？

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めることができます(追納といえます)。将来、受け取る老齢基礎年金を満額に近づけるためにも追納をおすすめします。

ただし、3年目以降、追納する場合は当時の保険料に加算金がつきます。

お早めに「追納」することをおすすめします。

○ お申し込みは国民年金担当窓口へ

※国民年金保険料は、納付期限が過ぎても2年間さかのぼって納付することができます。

納付書を紛失された方は、お問い合わせください。

- 定額保険料14,410円に加えて、社会保険料(月額400円)を納付すると老齢基礎年金に付加年金が上乘せられて受け取ることができず。
- 付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月額です。
- 例えば、付加年金を10年間納付した場合
 - 付加保険料 400円×10年(1200円)
 - 付加年金 48,000円
 - 付加年金額 200円×10年(1200円)
 - 24,000円

と同額になります。